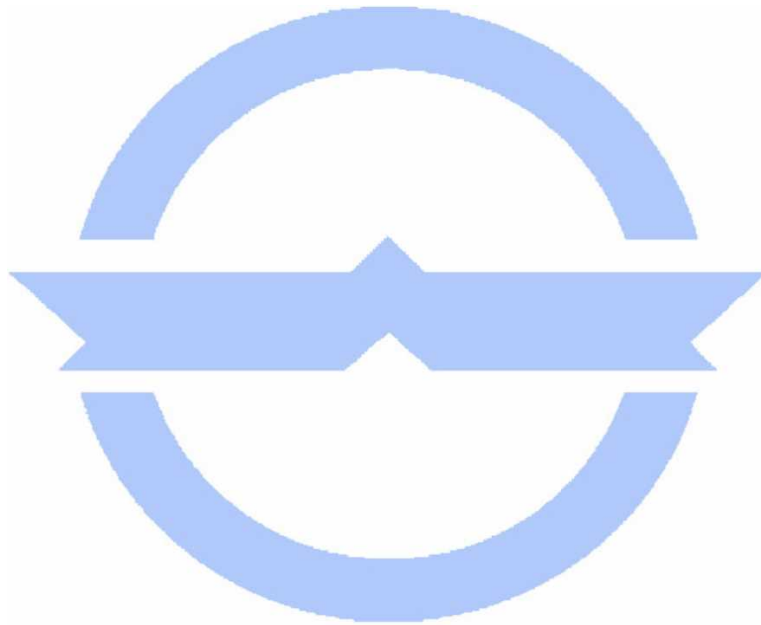


第 一 次 大 和 村

大 和 村 地 球 温 暖 化 防 止 平成28年度実績(実施計画1年)



第一次計画 平成28年度～平成32年度

平成29年3月

鹿児島県 大和村

目 次

第1章 地球温暖化対策実行計画の基本的な考え方	1
(1) 策定の背景	1
第2章 基本的事項の検討	2
(1) 計画目的	2
(2) 計画期間	2
(3) 対象とする温室効果ガスの種類	2
(4) 対象とする組織・施設	3
(5) 対象範囲	3
第3章 現状(温室効果ガス排出量の把握)及び課題の整理	4
(1) 温室効果ガス排出量の算定方法	4
(2) 燃料の使用状況(平成28年度実績)	5
(3) 温室効果ガス排出量(平成28年度実績)	6
第4章 温室効果ガス削減目標	10
(1) 行動目標	10
(2) 温室効果ガス別削減目標及び平成28年度実績状況	11
(3) 燃料区分別の目標及び平成28年度実績状況	12
第5章 具体的な取り組み(継続メニュー)	13
(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮	13
(2) 建築物の建築, 管理等に当たっての配慮	15
(3) その他の事項・事業に当たっての環境保全への配慮	17
(4) 職員に対する研修等	19
第6章 推進体制	20
(1) 推進体制	20
(2) 実行計画の点検	21
(3) 実行計画及び運用状況の公表	21

第1章 地球温暖化対策実行計画の基本的考え方

(1) 背景

1997年に第3回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3)が開催され、先進国における温室効果ガス排出削減目標等を定めた京都議定書が採択されました。

我が国では、2008年から2012年の期間に温室効果ガスを1990年レベルから6%削減することを約束し、2005年2月に国際法をして発効されました。

また、2005年4月には京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図るために「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、「地球温暖化対策の推進に関する法律(最終改正:平成26年5月30日法律第42号)」の第21条において「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。」とされ、「実行計画」の策定が義務付けられている。

本計画は、法に定められた事項を組み込んだ実行計画として「大和村地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

図1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋(平成10年10月制定)

(地方公共団体実行計画等)

第21条

都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときには、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 基本的事項の検討

(1)計画目的

本計画は、地球温暖化の対策の推進に関する法律第21条に基づき、大和村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等をおこなうことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

(2)計画期間

基準年度を平成27年度として、計画期間を平成28年度から平成32年の5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じてその都度見直しを行います。

(3)対象とする温室効果ガス種類

温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、メタンガス(CH₄)一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)があり、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3ガスとする。

表2-1 温室効果ガスの種類

	種 類	主な発生源
排出量把握対象	二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼
	メタン(CH ₄)	燃料の燃焼, 自動車の走行距離
	一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼, 自動車の走行距離
排出量把握対象外	ハイドロフルカーボン(HFC)	カーエアコン
	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体のエッチングガス
	六ふっ化硫黄	絶縁ガス

(4)対象とする組織・施設

庁舎および全ての公共施設等を対象とする。

表2-2 調査対象施設

区 分			
1	大和村民プール	46	思勝ポンプ場
2	大棚小学校プール	47	津名久ポンプ場
3	名音小学校プール	48	東部地区集落排水処理施設
4	今里小学校プール	49	中部地区大金久集落排水処理施設
5	大和小学校湯湾釜分校	50	戸円1号ポンプ場
6	大和小学校	51	戸円2号ポンプ場
7	大和村中学校	52	名音ポンプ場
8	大棚小学校	53	志戸勘ポンプ場
9	戸円小学校	54	今里ポンプ場
10	名音小学校	55	西部地区集落排水処理施設
11	今里小学校	56	大和村衛生センター(し尿処理場)
12	学校給食センター	57	大和村衛生センター専用浄水場
13	大和小中学校校庭	58	あまみFM大和北送信所
14	大棚小学校校庭	59	消防分註所
15	戸円小学校校庭	60	国直格納庫
16	名音小学校校庭	61	湯湾釜格納庫
17	今里小学校校庭	62	津名久格納庫
18	大和小中学校体育館	63	思勝格納庫
19	今里小学校体育館	64	大和浜格納庫
20	村体育館	65	大棚格納庫
21	陶芸倉庫	66	大金久格納庫
22	大棚地区港湾	67	戸円格納庫
23	大和港思勝地区港湾	68	名音格納庫
24	まほろば館	69	今里格納庫
25	大和村果汁選果場	70	戸円避難所
26	湯湾釜農産貯蔵庫	71	大和村防災センター
27	名音漁港公衆トイレ	72	防災無線
28	今里漁港公衆トイレ	73	防災増設分
29	まほろば公園トイレ	74	防犯外灯
30	まほろば浄化槽ポンプ	75	庁舎(大和村役場)
31	戸円公衆トイレ	76	介護支援センター
32	国直公衆トイレ	77	大和の園施設
33	大金久トウモロコシ公園トイレ	78	福祉センターバス停
34	嶺山公園トイレ	79	大和診療所
35	紬締養成場	80	大和へき地保育所
36	うみがめ公園	81	大棚へき地保育所
37	ゴミ収集車庫	82	名音へき地保育所
38	国直地区簡易水道施設	83	今里へき地診療所
39	湯湾釜地区簡易水道施設		公用車(50台)
40	大和地区簡易水道施設		
41	思勝深井戸ポンプ		
42	大和ダム浄水場		
43	大棚地区簡易水道施設		
44	戸円地区簡易水道施設		
45	津名久ポンプ場		

(5)対象範囲

大和村の事務・事業全体を対象とする。

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1)温室効果ガス排出量の算定方法

各温室効果ガスの排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」に規定された算定方法に基づき、燃料・電気の使用量や公用車の走行距離などから算定します。

温室効果ガス排出量算定式

- 各温室効果ガスの排出量＝排出原因活動の活動量(燃料・電気の使用量等)
×排出係数(単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量)
- 二酸化炭素換算排出量＝各温室効果ガスの排出量×地球温暖化係数
- 算定に使用する単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数は、下記のとおりです。

表3-1 各温室ガス係数

項 目			単位	排出係数(CO ₂) (二酸化炭素)	排出係数(CH ₄) (メタン)	排出係数(N ₂ O) (一酸化二窒素)	
温室効果ガス算定対象	燃料使用量	ガソリン	L	2.32			
		灯油	L	2.49			
		軽油	L	2.58			
		A重油	L	2.71			
		LPガス	m ³		0.0045000	0.000620	
	電気使用料(一般電気事業者)		KWh	0.56			
	自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	km		0.0000350	0.000041
			軽自動車	km		0.0000100	0.000022
			普通貨物自動車	km		0.0000350	0.000039
			小型貨物自動車	km		0.0000150	0.000026
			軽貨物自動車	km		0.0000110	0.000022
			特殊用途自動車	km		0.0000350	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km		0.0000020	0.000007
			乗用車	km		0.0000170	0.000025
			普通貨物自動車	km		0.0000150	0.000014
小型貨物自動車			km		0.0000076	0.000009	
特殊用途車	km		0.0000130	0.000025			
し尿処理量		m ³		0.0380000	0.000930		
し尿・排水処理量		人		0.5900000	0.023000		

(2)燃料等の使用状況(平成28年度実績)

平成28年度の温室効果ガスの原因となる燃料等の使用状況は以下の通りである。

表3-2 燃料等使用状況(平成28年度実績)

項 目			平成27年度実績	平成28年度実績	比 較	
温室効果ガス算定対象	燃料使用量	一般炭	- kg	- kg	- kg	
		ガソリン	20,920.5 L	20,847.7 L	△ 73 L	
		灯油	1,278.0 L	1,496.5 L	219 L	
		軽油	10,869.9 L	8,293.8 L	△ 2,576 L	
		A重油	31,984.0 L	4,780.0 L	△ 27,204 L	
		LPガス	2,609.0 m³	2,409.40000 m³	△ 200 m³	
	電気使用料(一般電気事業者)		810,076.0 kWh	883,716.4 kWh	73,640 kWh	
	自動車の走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	87,003.0 km	72,609.0 km	△ 14,394 km
			軽自動車	50,199.0 km	46,133.1 km	△ 4,066 km
			バス	- km	- km	- km
			普通貨物自動車	50,199.0 km	46,532.0 km	△ 3,667 km
			小型貨物自動車	33,412.0 km	0.0 km	△ 33,412 km
			軽貨物自動車	- km	57,302 km	- km
			特殊用途自動車	49,419.0 km	0.0 km	△ 49,419 km
		軽油	普通・小型乗用車	99.0 km	5,694.0 km	5,595 km
			バス	10,864.0 km	8,469.0 km	△ 2,395 km
			普通貨物自動車	39,893.0 km	41,107.0 km	1,214 km
			小型貨物自動車	7,484.0 km	7,611.0 km	127 km
			特殊用途車	1,019.0 km	0.0 km	△ 1,019 km

(3)温室効果ガス排出量(平成28年度実績)

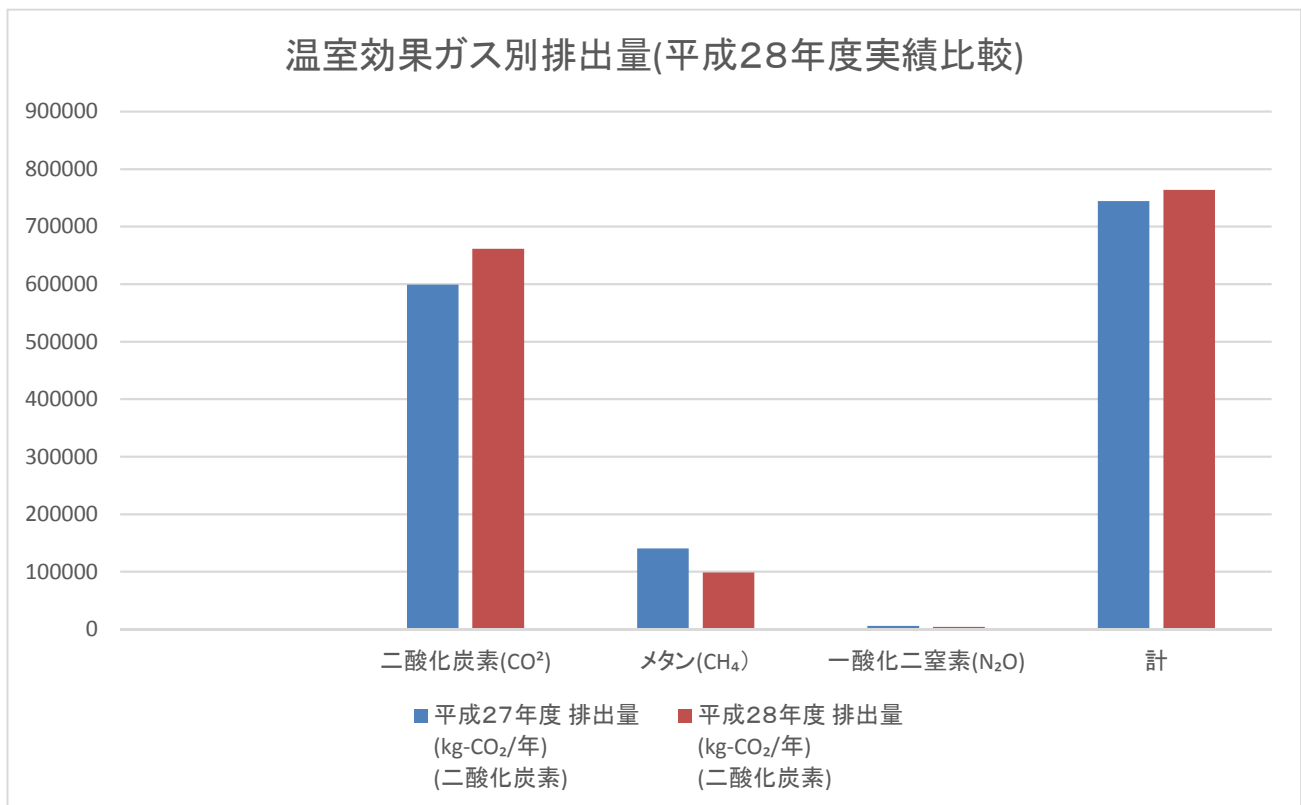
①温室効果ガス別排出量

平成28年度の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で661,053.34kg-CO₂/年であり、温室効果ガス別の排出量をみると、二酸化炭素(CO₂)が80.46%を占めている。

表3-3 温室効果ガス別排出量(平成28年度実績比較)

区 分	平成27年度		平成28年度		比較	
	排出量 (kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)	排出量 (kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)	排出量 (kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)
二酸化炭素(CO ₂)	598,795.34	80.46	563,959.55	84.62	△ 34,835.79	44.84
メタン(CH ₄)	140,097.45	18.83	98,664.04	14.80	△ 41,433.41	53.33
一酸化二窒素(N ₂ O)	5,278.16	0.71	3,853.27	0.57816	△ 1,424.89	1.83
計	744,170.95	100.00	666,476.86	100.00	△ 77,694.09	100.00

図3-1 温室効果ガス別排出量の構成



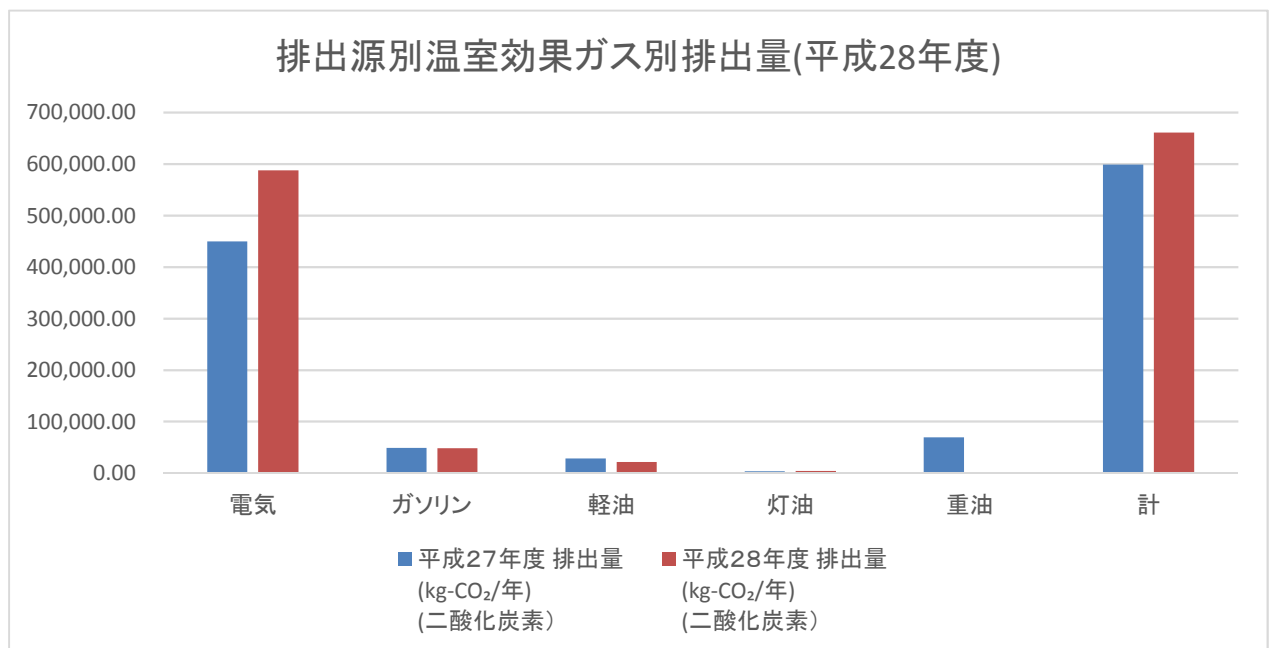
②排出源別温室効果ガス排出量(CO₂)

平成28年度の温室効果ガス排出量を排出源別にみると、「電気」が温室ガス排出量の88.88%を占めている。次いで「ガソリン」の7.32%、「軽油」の3.24%、「灯油」の0.56%の順となっている。

表3-4 排出源別温室効果ガス別排出量(平成28年度)

区 分	平成27年度		平成28年度		比較	
	排出量 (kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)	排出量 (kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)	排出量 (kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)
電気	449,592.18	75.08	490,462.60	86.97	40,870.42	△ 117.30
ガソリン	48,535.56	8.11	48,366.66	8.58	△ 169	0.48
軽油	28,044.34	4.68	21,398.00	3.79	△ 6,646.34	19.08
灯油	3,182.22	0.53	3,726.29	0.66	544.07	△ 1.56
重油	69,441.04	11.60	0.00	0.00	△ 69,441.04	199.30
計	598,795.34	100.00	563,953.55	100.00	△ 34,841.79	100.00

図3-2 温室効果ガス別排出量の構成(CO₂)



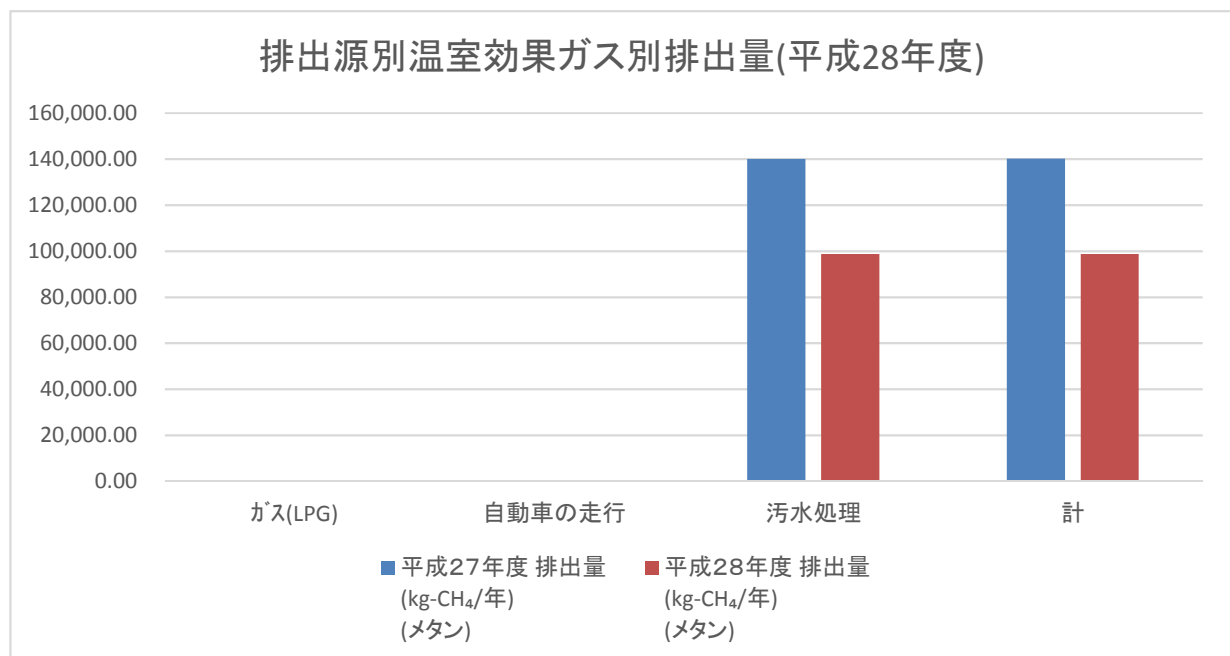
③排出源別温室効果ガス排出量(CH₄)

平成28年度の温室効果ガス排出量を排出源別にみると、「污水处理」が温室ガス排出量の99.99%を占めている。次いで「ガス」の0.01%、「自動車の走行」の0.0043%の順となっている。

表3-5 排出源別温室効果ガス別排出量(平成28年度)

区 分	平成27年度		平成28年度		比較	
	排出量 (kg-CH ₄ /年) (メタン)	構成比(%)	排出量 (kg-CH ₄ /年) (メタン)	構成比(%)	排出量 (kg-CH ₄ /年) (メタン)	構成比(%)
ガス(LPG)	15.05	0.01	7.05	0.01	△ 8	0
自動車の走行	3.89	0.0028	4.27	0.00433	0	△ 0
污水处理	140,078.52	99.99	98,652.72	99.99	△ 41426	100
計	140,097.45	100.00	98,664.04	100.00	△ 41433	100

図3-3 温室効果ガス別排出量の構成(CH₄)



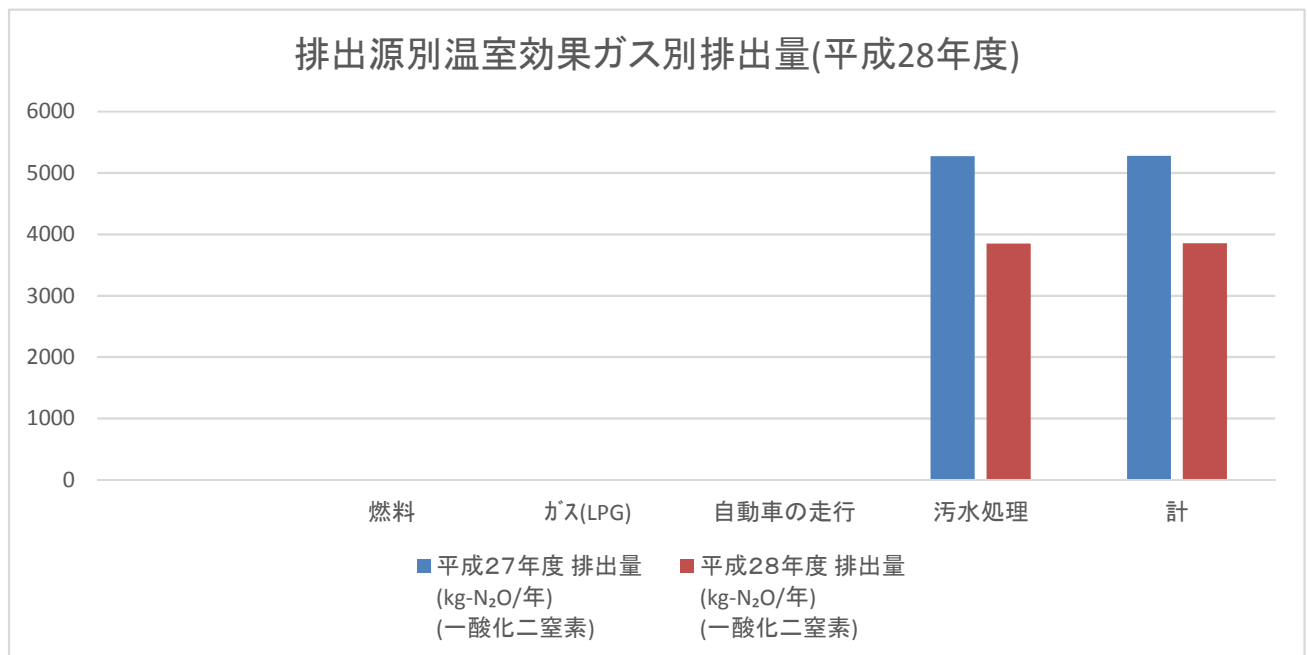
④排出源別温室効果ガス排出量(N₂O)

平成28年度の温室効果ガス排出量を排出源別にみると、「污水处理」が温室ガス排出量の99.80%を占めている。次いで「自動車の走行」の0.184%、「燃料」の0.010%、「ガスLPG」の0.000%の順となっている。

表3-6 排出源別温室効果ガス別排出量(平成28年度)

区 分	平成27年度		平成28年度		比較	
	排出量 (kg-N ₂ O/年) (一酸化二窒素)	構成比(%)	排出量 (kg-N ₂ O/年) (一酸化二窒素)	構成比(%)	排出量 (kg-N ₂ O/年) (一酸化二窒素)	構成比(%)
燃料	0.58	0.011	0.39	0.0101	△ 0.19	0.0134
ガス(LPG)	0.02	0.000	0.00	0.00000	△ 0.02	0.0014
自動車の走行	6.91	0.131	7.09	0.1840	0.18	△ 0.0128
污水处理	5,270.65	99.86	3,845.78	99.8059	△ 1424.87	99.998
計	5,278.16	100.0	3,853.26	100.0	△ 1424.90	100.00

図3-4 温室効果ガス別排出量の構成(N₂O)



第4章 温室効果ガス削減目標

(1)行動目標

①財やサービスの購入・使用に当たっての目標

分 野	行動目標
用紙類	■古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達率の向上を図る。 ■用紙使用料の把握
エネルギー消費効率の高い機器の導入	■環境への負担が少ない製品を購入する。
公用車	■新規購入時に低燃費車の購入を目指す。 ■公用車使用燃料の基準年度比の6.0%削減に努める。
その他	■環境への負荷の少ない製品を購入する。

②建築物の建築, 管理等に当たっての目標

分 野	行動目標
建築物	■自然環境に配慮した設計を行い環境負荷の低減を図る。
管理	■庁舎内における冷房・照明器具等の適正管理の徹底を図る。
新エネルギー 節水	■自然環境に配慮した設計を行い環境負荷の低減を図る。
その他	■環境対策確認を徹底する。

③その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への目標

分 野	行動目標
エネルギー使用量	■電気使用量を基準年度比で3.9%削減に努める。 ■LPガス使用量を基準年度比で3.9%削減に努める。
廃棄物	■ごみの分別の徹底を図る ■再資源化できるものは100%資源化する。
その他	■廃棄物の排出抑制に努める。

④職員に対する研修等に当たっての目標

分 野	行動目標
研修	■研修会・情報提供を図る。
活動	■地球温暖化対策に関する活動への職員積極的参加の奨励を行う。
その他	■職員の積極的な参加を促す。

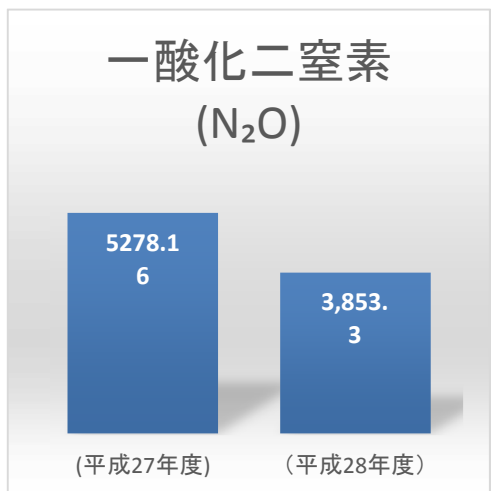
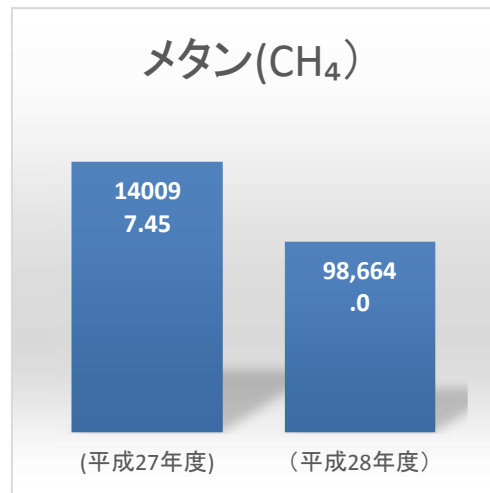
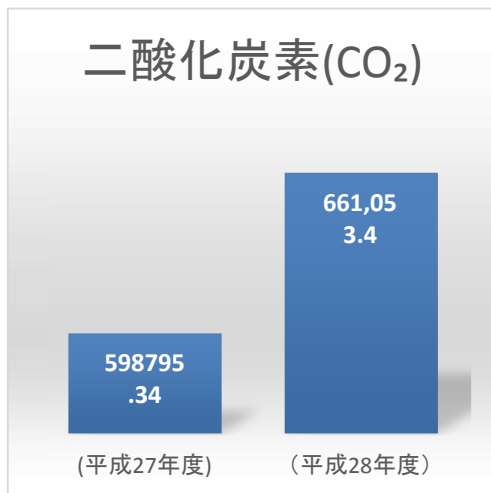
(2)温室ガス別削減目標及び平成28年度実績状況

本村の温室効果ガス削減目標は、目標年度(平成32年度)において、基準年度(平成27年度)の6.0%とする。

平成28年度の削減状況は、温室効果ガスの増減は10%減であった。

表4-1 削減目標

区 分	基準年度 (平成27年度)	削減 目標 (%)	削減目標 平成32年度	実績 (平成28年度)	差引値	削減 実績 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	598,795	6%	35,927.7	563,953.6	△ 34,842	-6%
メタン(CH ₄)	140,097	4%	5,603.9	98,664.0	△ 41,433	-30%
一酸化二窒素(N ₂ O)	5,278	1%	52.8	3,853.3	△ 1,425	-27%
総排出量	744,171	6%	41,584	700,000.0	△ 77,700	-10%



(3) 燃料区分別の目標及び平成28年度実績状況

表4-2 排出源別温室効果ガス別排出量(平成28年度実績)

項 目	平成27年度		実行年 度 (5年) (1年)	平成32年度		平成28年度		1年目実績	
	使用実績	CO ₂ 換算 排出量 (二酸化炭素) (kg-CO ₂)		削減量	CO ₂ 換算 排出量 (二酸化炭素) (kg-CO ₂)	使用実績	CO ₂ 換算 排出量 (二酸化炭素) (kg-CO ₂)	削減量	CO ₂ 換算 排出量 (二酸化炭素) (kg-CO ₂)
ガソリン使用量	20,920.50 ℓ	48,536	(5年)	1,255.23 ℓ	2,912	20,847.70 ℓ	48,367	73 ℓ	169
			(1年)	251.05 ℓ	582				
灯油の使用量	1,278.00 ℓ	3,182	(5年)	76.68 ℓ	191	1,496.50 ℓ	3,726	△ 219 ℓ	△ 544
			(1年)	15.34 ℓ	38				
軽油の使用量	10,869.90 ℓ	28,044	(5年)	652.19 ℓ	1,683	8,293.80 ℓ	21,398	2576 ℓ	6,646
			(1年)	130.44 ℓ	337				
重油の使用量	31,984.00 ℓ	69,441	(5年)	1,919.04 ℓ	4,166	4,780.00 ℓ	0	27204 ℓ	69,441
			(1年)	383.81 ℓ	833				
電気の使用量	810,076.00 Kwh	69,441	(5年)	48,604.56 Kwh	4,166	883,716 Kwh	0	△ 73640 Kwh	69,441
			(1年)	9,720.91 Kwh	833				
自動車の走行	329,591.00 km	449,592	(5年)	19,775.46 km	26,976	228,155.10 km	490,463	101436 km	△ 40,870
			(1年)	3,955.09 km	5,395				
合 計		619,701			42,718		515,587		104,114

※ メタン、一酸化二窒素については、自動車の走行距離を削減するのが難しいため、基準年度の排出ガス量を維持していくことを目標とする。

第5章 具体的な取り組みメニュー

(1)財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

分 野	行 動 目 標
用紙類	■調達 ○コピー用紙,衛生紙等の購入に当たっては,古紙パルプ配合率の高いものを選択し,かつ白色度70%以下のものとする。 ○印刷物,証明書等については,古紙パルプ配合率のたかいものを選択し,古紙パルプ配合率を明記するよう努める。 ■使用量の削減 ○コピー用紙等の年間使用量について,各施設,各課において把握・管理し,削減を図る。 ○会議資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。 ○両面印刷・両面コピーの徹底を図る。 ○内部で使用する各種資料をはじめ,会議等で使用する資料等についても,格段支障のない限り裏紙を使用する。 ○可能な限り縮小コピー及び縮小印刷に心掛ける。 ○電子メール・庁内LANの活用及び文書。資料の電子媒体による整備に努める
エネルギー消費効率	■省エネルギー型OA機器等の導入 ○パソコン・プリンター等のOA機器,電気冷蔵庫,電気ポット等の家電製品,蛍光灯等の照明機器については,旧型のエネルギーを多く消費するものについては買い換えの際,環境ラベル(国際エネルギースターロゴ,省エネ性ラベル等)を参考に,計画的・重点的に買い換える。 ○OA機器等の使用に当たっては省エネルギーモードの適用を図り,長時間使用しない場合は主電源を切る。 ■節水機器等の導入 ○水を多量に消費型機器の更新時は計画的に節水型を選択する。

分 野	行 動 目 標
公用車	■購入 ○公用車の更新時は使用目的による特殊事情を除き低燃費車等の100%購入を目指す。 低燃費車:省エネ法に基づく基準エネルギー消費効率(燃費目標基準値)を達成したもの。 ○公用車買い替え時には、使用実態を踏まえ必要最低限度の大きさの車を選択するなど、温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該当事者の優先的利用を図る。 ■効率的利用 ○車一台ごとの走行距離,燃料使用量の調査をきめ細かく行う。 ○燃費が良い公用車の優先利用に努める。 ○近距離の事務連絡等は徒歩及び自動車の使用を推進する。 ○アイドリング・ストップ等のエコドライブに心掛ける。 ○来庁者に対しても低燃費車の優先利用,自動車利用の抑制や効率化を呼びかける。
その他	■温室効果ガス排出の少ない製品・原材料の選択 ○物品の調達にあたっては、温室効果ガスの排出の少ない製品,原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様の確認を事前に行う。 ○購入,仕様する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。 ○省エネルギー診断に基づき、エネルギーの合理化が図れるよう可能な限り重点的に、設備導入・改修運用改善を行う。 ■製品当の長期使用等 ○容器包装を利用する場合いにあたっては、簡略なもとし、当該容器包装の再利用を図る。 ○詰め替え可能な洗剤・文具を利用する。 ○部品の交換修理が必要な製品・保守・修理サービス期間の長い製品の仕様を極力図る。

(2)建築物の建築,管理等に当たっての配慮

分 野	行 動 目 標
建築物	■ 建築における省エネルギー対策 ○ 建築をする際には,省エネルギー対策を徹底し,温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。 ■ 既存建築物における省エネルギー対策の徹底 ○ エネルギー使用状況等の省エネルギー診断の実施し,更なるエネルギーの効率化が図られるよう設備改修・運用改善を行う。 ■ 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材 ○ 建築資材については,再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに,コンクリート塊等の建設廃材,廃ガラス等を路盤材の原材料の一部として再利用を図る。 ○ 建築物の建設等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。 ○ アイドリング・ストップ等のエコドライブに心掛ける。
管 理	■ 温度管理 ○ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房28度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
新エネルギー	■ 新エネルギー有効利用 ○ 建築物の規模, 構造制約の下,可能な限り太陽光発電・太陽熱利用・バイオマスエネルギーの新エネルギーを活用した設備を導入する。 ○ 建築物の規模・用途を検討し,コージェネレーションシステム,廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。
節 水	■ 水の有効利用 ○ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は,雨水タンク等の雨水利用設備の導入について建築物の規模・用途に応じて検討し,設置する。 ○ 給水施設等の末端に,必要に応じて感知式の洗弁・自動水洗浄節水に有効な器具を設置する。

分 野	行 動 目 標
その他	■温室効果ガスの排出の少ない施行の実施 ○建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建築機械を使用するよう発注者として促す。 ○建設業者に建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。 ■環境配慮の実施 ○省エネルギー型の照明器具の設置, 空調の自動制御設備について規模・用途に応じて検討し, 整備を進める。 ○可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。 ○すべての白熱灯について, 省エネルギー型蛍光灯またはLED照明への切り替えを図る。 ■施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入 ○最大使用電力を設定し, 使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断などを行う電力デマンド監視装置等の導入を図る

(3)その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

分 野	行 動 目 標
エネルギー使用量	■庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等 ○昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も業務上必要最低限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。 ○残業のための点灯時間の縮減並びにノー残業デーの実施を図る。このため、実施日における主催会議の中止を勧める。 ○廊下、階段、トイレ等での自然光の活用を図る。 ○照明器具の反射板磨き、照明機器の性能保持に努める。 ○湯沸室、トイレ及び倉庫等断続的に使用する箇所の照明は使用の都度点灯する。 ○電気ポット、コーヒーマーカーは原則として使用禁止し、湯沸室を使用する。 ○庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房28度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。 ○冷暖房効果を高めるために外気温度が高いときカーテンブラインドを使用する。 ○夏季及び冬季における執務室での服装について「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。 ■庁舎における節水等の推進 ○水洗には必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じて、水道水压を低めに設定する。 ○公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等改善を極力図る。

分 野	行 動 目 標
廃棄物	■ゴミの分別 ○分別改修ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。 ○個人用ゴミ箱を順次減らしていく。 ■廃棄物の減量 ○シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみとする。また、シュレッダー屑については再利用(梱包材等)する。 ○コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再使用を進める。 ○調理施設においては、献立内容や調理の工夫などで残飯と生ゴミの減量に努力する。 ○廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には適正に配置し処理されるよう努める。
その他	■イベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減 ○村が主催するイベントの実施にあたって、会場冷房の温度設定の適正化、参加者への相乗り奨励をする。 ○村イベントにおいて、ごみの分別、ごみ持ち帰りの奨による廃棄物の減量化を行う。

分 野	行 動 目 標
研 修	■研修会,情報提供 ○地球温暖化に関する研修を計画的に推進する。 ○庁内放送・庁内LAN等により地球温暖化対策に関する活動や研修など,職員の参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し,必要な情報提供を行う。 ○地球温暖化対策に関するシンポジウム,研修会への職員の積極的な参加が図れるよう便宜を図る。
活 動	■地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加の奨励 ○地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。 ○希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的な参加が進められるよう休暇をとりやすい環境づくりを一層進めるなどの便宜を図る。
その他	■提案 ○職員から温室効果ガス排出量削減に資するアイデアを募集し効果的なものを実行に移す。

第6章 推進体制

(1)推進体制

本計画は大和村の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、村職員の自主性による取り組みに加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

また、本計画の推進には村の施策に関する内容検討が必至であり、全庁横断的な組織による施策検討の場として「推進会議」を中心とした推進体制を構築します。

①推進委員長(村長)

地球温暖化防止実行計画の総指揮を執ります。

②推進管理者(各課長)

課長等で組織し、「推進委員長」にて実行計画推進に関する施策決定及び各職場への指示を行う。

③推進委員

推進委員は各課の課長補佐で構成し、職場間の意志疎通を図る中間的に関する施策決定及び各職場への指示を行う。

③事務局(住民税務課)

温室効果ガス排出状況の集計・分析、及び年次報告の取りまとめ「推進委員会」の運営、庁内関係部局への報告・連絡・調整を図ります。